

令和8年度いじめ問題への対策に関する年間計画

新見市立矢神小学校

内容	職員会議・対策委員会	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針の共通理解 ・指導計画の確認 ・いじめ問題時系列報告書についての共通理解 ○いじめ対策委員会		○家庭訪問	○対応手順の共通理解 ・いじめ問題時系列報告書の記入と共有について
5月	○第1回学校運営協議会		○児童教育相談 ○「お話聞いてカード」によるアンケート ○情報の共有	○相談内容の必要に応じての対処 ・SC、SSW、警察など関係機関との情報共有
6月	○いじめ対策委員会 ・いじめを考える週間の取組について	○いじめについて考える週間の取組	○SC・SSWとの情報共有	
7月		○情報モラル教育 ・SNSでのいじめについて	○保護者との個別懇談による情報収集と共有	
8月	○いじめ対策委員会 ・1学期の取組の振り返り ○職員研修 ・いじめ問題について			
9月	○PTA 主催教育講演会	○教育講演会 ・メディアコントロール及びメディアリテラシーについて	○児童教育相談 ○「お話聞いてカード」によるアンケート・情報の共有	○相談内容の必要に応じて対処 ・SC、SSW、警察など関係機関との情報共有
10月	○いじめ対策委員会 ・前期の取組の総括と後期に向けた重点取組について		○SC との情報共有 ○SSW との情報共有	
11月	○第2回学校運営協議会			
12月	○いじめ対策委員会 ・人権担当と協働しての人権週間についての取組 ・2学期の振り返り	○人権週間の取組	○児童教育相談 ○保護者との個別懇談による情報収集と共有	
1月			○「お話聞いてカード」によるアンケート ○情報の共有	○相談内容の必要に応じて対処 ・SC、SSW、警察など関係機関との情報共有
2月	○第3回学校運営協議会 ・1年間の取組の反省 ○いじめ対策委員会 ・基本方針と取組の総括・次年度に向けた改善について		○SC・SSW との情報共有	
3月	○全教職員で対策方針の点検・見直し等を行う。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ★職員終礼で随時情報交換・共有を行う。また、職員会議では児童についての項を設け、情報交換・共有を行う。 ★いじめ、いじめにつながるトラブルについては、直ちにいじめ対策委員会を招集・開催し、事実の確認、いじめられた児童の保護、今後の対応、役割分担等について確認し、指示・伝達する。 ★いじめ、いじめにつながるトラブルについては、時系列で記録を残す。 ★教育委員会、SC、SSW、警察などの関係機関と連携を密にとり、いじめの防止・早期対応ができるようにする。 ★必要に応じて、PTA会長・副会長、学校運営協議会長に対策委員会への参加を要請する。 ★生徒指導主事、人権担当、特別支援教育コーディネーターを中心に全教職員で児童についての情報共有を頻繁に行い、校内の体制を機動的にしておくと同時に、いじめ防止の取組の充実を図る。 ★毎週火曜日に不安、悩みなどの有無を確認する。(端末を利用した「さわやか調べ」) 			